

社団法人碧南青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人碧南青年会議所 (Hekinan Junior Chamber, INC.) (以下「本会議所」という) と称する。

(事務所)

第2条 本会議所の事務所は、碧南市源氏神明町90番地に置く。

(目的)

第3条 本会議所の目的は、次のとおりとする。

- (1) 経済、社会及び文化に関する諸問題について調査研究し、諸団体と相協力して地域の発展を図ること。
- (2) 指導者訓練を基調とした修練及び社会への奉仕を図ること。
- (3) 社団法人日本青年会議所 (以下「日本青年会議所」という) 及び国際青年会議所の機構を通じて、日本及び世界の青年会議所と提携し、国際的理解及び国際親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行なわない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 経済、社会及び文化に関する調査研究並びにその改善及び発展に関する調査研究
- (2) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業
- (3) 国際青年会議所、日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他の諸団体との提携
- (4) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員

(会員の資格)

第7条 本会議所の会員の資格は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 正会員 碧南市及びその周辺に居住又は勤務する20歳以上40歳未満の品格ある青年。ただし、年度途中において40歳に達した正会員は、その年度終了に至るまで、なお正会員の資格を有する。
- (2) 特別会員 40歳に達した年の年度終了に至るまで正会員であった者で、終身会費を納入したもの

(会員の権利)

第8条 会員は、本定款において別に定めるもののほか本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款及び規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(入会金及び会費)

第10条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入会)

第11条 正会員になろうとする者は、正会員2名以上の責任ある推薦により、所定の手続を経て申し込み、理事会において、総理事の4分の3以上の承認を得なければならない。

(退会)

第12条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 年度の途中で退会しても既納の会費は返還しない。会費納入前に退会を届け出ても、その年度の会費は納入しなければならない。

(除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経て、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款又は諸規程に違反したとき。
- (2) 本会議所の体面を傷つけ、又は趣旨に反する行為のあったとき。
- (3) 会費納入義務を履行しないとき。
- (4) 総会又は理事会等への出席義務を履行しないとき。
- (5) その他会員として適当でないと認められたとき。

(資格の喪失)

第14条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 破産宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。

2 前項の規定により会員としての資格を喪失した者は、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 役員

(役員の種類)

第15条 本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 3名又は4名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 直前理事長 1名
- (5) 理事(理事長、副理事長、専務理事及び直前理事長を含む。) 16名以上24名以内
- (6) 監事 2名

(役員を選任)

第16条 役員(直前理事長を除く。)は、この法人の正会員たることを要する。

- 2 役員(直前理事長を除く。)は、総会において選任される。
- 3 理事のうち、同一の親族、特定企業の関係者又は所管する官庁の出身者(現職を含む。)が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 直前理事長は、前年の理事長であった者とする。
- 7 役員を選任に関して必要な事項は、別に定める規程によるものとする。

(役員の任期)

第 17 条 役員の任期は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により期の半ばに選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の職務)

第 18 条 理事長は、本会議所を代表し、所務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を統括する。

4 直前理事長は、理事長経験を生かし、所務について必要な助言をする。

5 理事は、理事会を構成し、所務を処理する。

6 監事は、民法第 59 条の規定により次の職務を行うとともに、理事会に出席して意見を述べることができる。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は愛知県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(辞任及び解任)

第 19 条 役員は、理事会の議決を得て辞任することができる。

2 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得てその役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第 4 章 総 会

(総会の構成)

第 20 条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第 21 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の招集)

第 22 条 定時総会は、1 月、8 月及び 12 月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事会が総会の開催の必要を議決したとき。

(3) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面により、開催の請求があったとき。

(4) 監事が第 18 条第 6 項第 4 号に基づいて招集するとき。

3 総会の招集は、理事長が行い、その開会日の 10 日前までに、各会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した、書面をもって通知しなければならない。

4 理事長は、第 2 項第 2 号及第 3 号に規定する場合にあっては、請求のあった日から 30 日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のうちから選任する。

(総会の議決事項)

第 24 条 総会はこの定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
入会金及び会費の額の決定
その他この法人の運営に関する重要な事項

(総会の成立及び議決)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 3 正会員は、総会において各 1 個の表決権を有する。
- 4 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもってこれを決し、この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数 (書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のなかから、その総会において選出された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名捺印しなければならない。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 27 条 この法人の理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の種類)

第 28 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

(理事会の招集)

第 29 条 定例理事会は、毎月 1 回開催する。

- 2 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の 3 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき。
- 3 理事会の招集は、理事長が行い、各理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもってあらかじめ通知しなければならない。
- 4 理事長は、第 2 項第 2 号の場合には、請求のあった日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長又は出席理事の中から理事長が指名した者がこれにあたる。

(理事会の議決事項)

第 31 条 理事会は、次の事項を審議し、処理する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他業務執行に必要な事項

(理事会の成立及び議決)

第 32 条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の者の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 理事は、理事会において各 1 個の表決権を有する。

3 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもってこれを決し、この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

4 可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において第 1 項及び第 3 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 33 条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名 (書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のなかから、その理事会において選出された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名しなければならない。

第 6 章 例会及び委員会

(例会)

第 34 条 例会は、原則として毎月 1 回以上開催し、事業計画に基づき、理事会でこれを定める。

(委員会の設置)

第 35 条 本会議所は、その目的の達成に必要な事項を調査研究及び実施するために、委員会を置く。

2 委員会は、理事会で別に定める。

(委員の任命)

第 36 条 委員会は、委員長 1 名及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長は、理事のうちから理事会の承認を得て理事長が任命し、委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て委員長が任命する。

第 7 章 管 理

(書類の備付け等)

第 37 条 理事長は、次の各号の書類及び帳簿を常に事務局に備え付け、第 1 号から第 5 号までに掲げる書類については、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録

- (5) 事業計画書及び収支予算書
 - (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (7) 会議の議事に関する書類
 - (8) その他必要な書類及び帳簿
- 2 会員は、前項の書類をいつでも閲覧することができる。
- 3 理事長は、会員が第1項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がない限り、これを拒むことができない。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会議所の事業計画及び収支予算書は、理事長が作成し、年度開始前に、総会の議決により定め、愛知県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第39条 理事長は、毎事業年度終了後すみやかに次の各号の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 会計報告書(収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録)
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを厳正に監査して意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の書類を定時総会開催日の7日前までに事務局に備え置き、閲覧できるようにしなければならない。
- 4 理事長は、第2項の意見書を添えて第1項記載の書類を1月の定時総会に提出し、その承認を得て、事業年度終了後2か月以内に愛知県知事に提出しなければならない。
- 5 理事長は、正会員が第1項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。
- 6 理事長は、毎事業年度終了後、遅滞なく第1項の書類を、日本青年会議所に提出しなければならない。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第40条 本会議所は、その事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長及び職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び事務局次長は、正会員の内から理事会の議決を経て理事長が任免する。
- 4 事務局の職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。
- 5 前各項のほか、事務局に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定めるものとする。

第9章 会計

(会計年度)

第41条 本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(資産及び経費)

第42条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

- 2 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。
- 3 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(長期借入金)

第43条 本会議所が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が1年未満の借入れを除き、総会の議決を経て、愛知県知事へ届け出なければならない。

第10章 顧問

(顧問の推薦)

第44条 本会議所に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会においてこれを推薦する。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款を変更する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第46条 本会議所は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 目的たる事業の成功、又はその成功の不能
 - (2) 破産
 - (3) 設立許可の取消し
 - (4) 総会の決議
 - (5) 会員の欠亡
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第47条 解散に伴う残余財産の処分は、総会において正会員総数の4分の3以上議決を経、かつ、愛知県知事の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

(清算人)

第48条 この法人の解散に関しては、清算人を総会において選任する。

- 2 清算人が選任された場合、これを愛知県知事に届け出なければならない。
- 3 清算人は、就任の日から速やかに清算事務を処理し、清算が終了したときは、これを愛知県知事に届け出なければならない。

(規程等)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な規程等は、理事会の議決を得て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 本会議所の設立当初の役員は、第18条の規定にかかわらず、別添役員名簿のとおりとし、その任期は第19条第1項の規定にかかわらず、昭和45年12月31日までとする。
- 2 本会議所の設立初年度の事業計画および収支予算は第12条第2号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会議所の設立当初の会計年度は、第26条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和45年12月31日までとする。

附 則

この定款の一部改正は昭和50年1月1日より実施する。

附 則

この定款の一部改正は昭和54年1月10日より実施する。

附 則

この定款の一部改正は昭和61年1月1日より実施する。

附 則

この定款の一部改正は平成元年10月18日より実施する。

附 則

この定款の変更は、愛知県知事の認可のあった日（平成16年12月22日）から施行する。